

バーチャル PPA による環境価値譲渡業務仕様書

1 業務の目的

本市が実施する脱炭素先行地域づくり事業「堺エネルギー地産地消プロジェクト」のうち、堺市版オフサイト PPA 事業の用に供するための環境価値（太陽光発電由来）の調達を目的とする。

2 業務内容

堺市内に立地する太陽光発電所を適切に運営するとともに、発電した電気から環境価値を分離し、その環境価値を本市に譲渡する一連の業務（バーチャル PPA）とする。

1) 調達期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（契約後に発電所を新設する場合は、発電開始の日から 60 か月間）

2) 調達数量

年間 2,000,000kWh 分の環境価値（譲渡期間中の合計調達数量は 10,000,000kWh とする。）

3) 環境価値の要件

本業務で調達する環境価値は、次の要件を満たす太陽光発電所で創出されたトラッキング付非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）（以下「非化石証書」という。）とする。

- ・堺市内の民間施設の屋根に設置するもの
- ・令和 4 年 4 月 26 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に発電を開始し、又は開始する予定のもの

4) 環境価値の譲渡及び代金の支払

- ・環境価値の譲渡については、受注者が認定申請し、認定を受けた非化石証書を一般社団法人日本卸電力取引所の非化石価値取引システムを介して引き渡すことにより行う。
- ・非化石証書が本市の取引口座に移転された後に、本市が検査を行い、検査に合格したことをもって譲渡を完了するものとする。（契約書（案）第 14 条参照）
- ・受注者は、譲渡を完了した非化石証書に係る代金の支払請求を行い、本市は当該請求に基づき代金の支払を行う。
- ・受注者が複数者で構成されるグループの場合は、上記に示した非化石証書の認定から代金の支払請求までの一連の事務を代表構成員が行うものとし、本市は代表構成員に対して代金の支払を行う。
- ・環境価値の譲渡回数は、本市と受注者が契約締結時に協議を行い決定する。

3 その他

- 1) 受注者は、契約締結後速やかに、発電量の季節変動を踏まえた発電計画書を発注者に提出しなければならない。
- 2) 契約履行期間中、受注者が予定数量の環境価値を確保できない場合において、自家消費量の変動（余剰電力の環境価値を譲渡する場合に限る。）又は天候不順等の合理的と認められる理由があれば、本市は受注者に対し違約金等の支払を求めないものとする。
- 3) 環境価値の譲渡に係る発電開始の月又は発電終了の月が属する年の発電期間が 12 月に満たない場合、該当年においては年間の調達数量の譲渡を求めない。

- 4) 受注者が予定数量以上の発電を行い、その結果、受注者が認定を受ける環境価値の量に余剰が生じた場合においても、本市への譲渡数量は原則として「2 2) 調達数量」のとおりとする。
- 5) 本市は、環境価値の譲渡を受けるため、一般社団法人日本卸電力取引所の非化石価値取引会員の資格を取得する予定である。
- 6) 事業の実施に当たっては、隨時、本市と協議の上、行うこと。
- 7) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、本市と協議の上、決定すること。